

会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第59条第2項の規定に基づき、公益財団法人日本ユニフォームセンター(以下「この法人」という。)の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 この法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 普通会员
- (2) 賛助会員
- (3) 研究賛助会員
- (4) 特別研究賛助会員
- (5) 特別会員

2 種別間の移動は、退会及び入会の手続きを経るものとする。

(入 会)

第3条 この法人の主旨に賛同し、次のいずれかに該当する者は、この法人の理事1名以上の推薦を受け、所定の入会申込書に所要事項を記載し、経歴書若しくは事業内容を添えて入会を申し込むものとする。

- (1) ユニフォームの原糸原反の生産及び卸・販売業者、ユニフォームの縫製及び販売業者であって、この法人の目的達成に寄与する適性を有する者
- (2) 服飾品、付属品関係及びユニフォームの関連商品の研究、生産又は販売業者であって、この法人の目的達成に寄与する適性を有する者
- (3) ユニフォームに関する研究家(個人)又は研究団体などであって、この法人の目的達成に寄与する適性を有する者

2 理事会は、前項による入会の申込みがあったときは、原則としてその入会を承認するものとする。ただし、特別な事情がある場合には審査のうえ、入会を承認しないことがある。

(会費及び入会金)

第4条 会員は、入会するときに会費半年分相当の入会金並びに入会年度の会費を、以後毎年会費を納入しなければならない。

2 会費（月額）は、会員種別に応じて次のとおりとする。

普通会員	5,000円
賛助会員	50,000円
研究賛助会員	100,000円
特別研究賛助会員	150,000円
特別会員	300,000円

3 前項の会費は、半年分を前納するものとする。ただし、普通会員は年額の全額を前納するものとする。

(会員の特典)

第5条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が刊行する情報誌(別冊を含む)を無料で配布を受けることができる。
- (2) この法人の出版物を割引料金で購入することができる。
- (3) この法人が主催、共催する研修会、セミナー、人材育成講習等に無料参加又は割引料金で参加することができる。
- (4) 本法人の保有する諸資料を閲覧し利用することができる。

(会費の使途)

第6条 第4条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名)

第7条 会員が下記の各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員としてふさわしくないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく会費を3年以上滞納したとき。

2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 会員はいつでも退会通知を本法人に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人日本ユニフォームセンターの設立の登記の日から施行する。